

檜原村空家等管理活用支援法人の指定について

令和5年12月12日公表

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関し、下記のとおりとする。

記

- 1 支援法人の活用に関する本村の方針が定められるまでの間、村長は申請に関する必要事項を定めないこととする。
- 2 支援法人の活用に関する本村の方針が定められるまでの間、村長は指定を行わないこととする。